

## 高校生が政治とどう向き合うか—私たちからの一つの提案

英明高校 3年 越智 航

平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、18 歳から 20 歳未満の若者が選挙に参加できるようになった。それを受けて文部科学省から「高校生の校外での政治活動を容認する」という通知が出された。1969 年（昭和 44 年）に、文部省（当時）は、高校生が学生運動に参加するのを恐れて、学校の内外を問わず政治活動を一切禁止していたのだが、18 歳選挙権を踏まえ、この旧通知を廃止し、全国の教育委員会に対して「一定の緩和は必要と判断して一部解禁に踏み出す」と通知した。愛媛県教育委員会は、この通知を受け、生徒が政治活動に参加する場合は、1 週間前に担任に届け出る校則を例示し、愛媛の県立高校 59 校が届け出制を取り入れた。

愛媛県出身の私は、友人たちから、生徒手帳の校則が訂正され、ホームルームで担任からこの伝達を受けたと聞き、驚いた。なぜなら、この決定は、憲法 24 条 1 項の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に反するのではないかと考えたからだ。さらに、本来、政治活動とは、原則自由であるべきで、誰であれ必要最小限度の制約しか、受けてはいけないはずではないかと考えた。

実際、多くの高校で行われた「主権者教育」には主に 2 種類あった。高校生による「模擬選挙」と選挙管理委員会などによる「出前講座」であった。「模擬選挙」とは、架空の人物や、教員、歴史上の人物が立候補者になり、それぞれ政策を掲げて選挙活動をし、生徒たちが、公約の内容を比較検討して投票を行うものだ。また「出前講座」は、選挙管理委員会の方などが来校して選挙についてのクイズなどで勉強するというものだった<sup>1</sup>。たしかに、選挙についての知識や興味関心を持たせるには良い一つの方法であると思う。しかし、現実の選挙の争点でもない公約を比較して投票する「模擬」選挙や「クイズ」が、高校生の政治教育、また本来の主権者教育として十分と言えるだろうか。少し幼稚な印象を受ける。

私は、高校 1 年の 10 カ月間、カナダ中部のサスカチュワン州のクレイクという村の高校に留学した。そこでは、市民としての責任を学ぶために、学校やコミュニティでの役割を段階的に学んでいく「シティズンシップ教育」というものがあった。また、政治教育に

については、実際の選挙の候補者の公約や争点について、クラスメートと学校で話し合う時間が設けられていた。先生方は、「私の意見はこうです。」と示し、「しかし、あなたたちは自分自身で決めなさい。」と言っていた。皆、先生や友人の意見に流されたりすることなく、「私は・・・と思う。」と意見を表明していた。小学1年生からディベート中心の授業を受け、また意見を主張するバックグラウンドがあるので、日本で同じことはするのは難しいかもしれない。

また、日本の学校で、先生方が、具体的な政治教育を避け、過度ともいえる「政治的中立」が叫ばれるのには、教育基本法第14条についての偏った解釈が根底にあるのだと言われている。教育基本法第14条第2項に、「法律に定める学校は、特定の政治を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」とあり、学校教育における「政治的中立」を求めている。しかし、本来の「政治的教養」とは、現実の社会の争点や意見の相違を学ぶことを意味しており、授業で政治について教えること自体をタブー視するものではないはずだ<sup>3</sup>。

では、社会問題に関心が薄いと言われる高校生に、どうやったら政治に興味を持たせることができるのか。高齢化が進み、若年層が社会に占める割合が低下する今、若者は、積極的に社会参加をしなければならないのではないだろうか。私は、自身のカナダでの「シティズンシップ教育」の経験も活かし、高校生の仲間と、18歳選挙権の意義と、若者の政治参加について考える機会を設け、お互いの意見を交わし、深く考えたいと思った。そこで、愛媛の仲間たちと「全国高校生未来サミット」委員会をたちあげ、全国の高校生と議論するシンポジウムを企画した。18歳選挙権を含む社会問題について議論することで、実際に社会問題にどうやって対処していくのかを考える機会としたかった。どの政党を支持するかではない、意見を持つきっかけ作りをしてみようと思ったのだ。私たちが、心がけたことは、「政治的中立」である。春休みに決めた開催日が、偶然にも、7月10日、参議院選挙の投票日と重なったこともあり、選挙管理委員会の方にアドバイスをいただいて細心の注意を払った。

当日、私たちは、それぞれの所属校で求められている手続きを踏み、所属長の許可を得、このサミットに臨んだ。愛媛県の「ひめぎんホール（県民文化会館）」の会場費、北は東京、南は沖縄から参加してくれる高校生の交通費は、すべてカンパを募って運営した。

愛媛県教育委員会のその後の対応については、憲法違反ではないかと話題になったこともあり、最終的には、「口頭」で、担任の先生に届けるだけでよいとされ、愛媛県の各県立高校へのポスターの掲示とチラシの配布も可能となった。

東京からの参加者は選挙の啓発活動について、沖縄からの参加者

は基地問題について、他の地方からの参加者は、地域活性化や、原子力発電の稼働などについて意見を述べ、その後、参加者全員で日本が抱える社会問題についての議論を行った。実際、今回の選挙で争点になっている事項を話し合うことで、投票という形での意思表示の必要性を再認識することができた。私たち参加者にとっては有意義な機会となり、成功と言ってもいいものであったが、高校生の参加者が少なかったことは残念であった。共に学びたいと願った高校生の参加者は、当初の目標の100人を大幅に下回っていた。この会議については、8月21日日曜深夜に全国で放送された「18歳・・・生徒手帳と私の一票」という番組で特集された。番組の中で、チラシを受け取っていながら参加しなかった生徒たちが「まだ政治活動を行うには早いと持った。」「忙しかった」などと答えていて、政治への関心の薄さと、私たちの広報活動の不十分さを物語っていた。私たち若者は、もっと政治を含む社会問題に関心を持たなければならないのではないだろうか。「主権者」である自覚を持ち、将来この国を支えていく国民として、積極的に社会に参画していかなければならないと思う。今後、私たちは、このサミットを継続して行っていこうと考えている。高校生だけではなく、より多くの若者と、社会問題について考え、政治に参加していくことを目標にしている。デモ行進を行ったり、特定の政治家の支援をしたりすることが、政治活動だと解釈されがちであるが、私は、社会問題について考える機会を持ち、異なる意見に耳を傾け、その上で、選挙に臨むことが大切だと思っている。スウェーデンでは、立候補者や政党の代表者が来校し、生徒たちが話を聞く機会を設けられるなど、国が若者の政治組織をバックアップしていると聞いた。その結果、若者の投票率は、ヨーロッパでも群を抜いて高いそう。日本でも、選挙の際には、私たちの社会が抱えている問題について話し合い、自分の主張を持つ機会が必要なのではないだろうか。私たちの主催したこのサミットも、若者の政治活動のあり方の一つとなり得ると思っ

---

<sup>1</sup> 「18歳選挙権の手引き」監修18歳選挙権研究会  
発行 株式会社国政情報センター

<sup>3</sup> 同上